

議案第60号

令和5年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和5年度那智勝浦町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度那智勝浦町水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為を次のとおり補正する。

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
太田川送水管更新工事	令和6年度から 令和7年度まで	454,700千円	令和6年度から 令和7年度まで	548,700千円

令和5年9月22日提出

那智勝浦町長 堀 順 一 郎

債務負担行為に関する調書

(単位：千円)

事 項	限度額	前年度末までの 支払義務発生 (見込) 額		当該年度以降の 支払義務発生予 定額		左の財源内訳		
		期間	金額	期間	金額	国庫支出金	企業債	その他
太田川送水管更新工事	548,700			令和6年度から 令和7年度まで	548,700		548,700	